



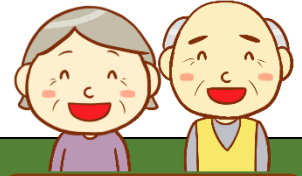
社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田

健康保険被扶養者の認定手続きの厳格化

2018年10月1日から健康保険の被扶養者の認定手続きが厳格化され、

公的書類その他確認書類の添付が必要になります。今回のあおぞらレターでは、被扶養者の認定手続きに必要な書類について、ご案内いたします。



健康保険組合については
各健康保険組合に
ご確認ください

＜被扶養者の認定基準と主な添付書類＞ ※全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）の場合

① 被扶養者の範囲	
・「生計維持」だけが条件の人	①本人の直系尊属（父母、祖父母など） ②配偶者（内縁関係含む） ③子、孫、兄弟姉妹
・「生計維持」と「同居」が条件の人	①上記以外の三親等内の親族 ②内縁関係の配偶者の父母と子
添付書類	添付の省略が可能な場合
次のいずれか ●戸籍謄本または戸籍抄本 ●住民票（同居および被保険者が世帯主の場合） *提出日から90日以内に発行された原本	次のいずれにも該当するとき ●被保険者と認定対象者双方のマイナンバーが届書に記載されていること ●左記書類により、認定対象者の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
②「生計維持」の認定基準	
認定対象者の年収が	① 130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満 かつ ② <同居の場合> 本人の年収の2分の1未満 <別居の場合> 本人からの仕送り等の援助額よりも少ない
添付書類	添付の省略が可能な場合
年間収入が「130万円未満 ※1」であることの 確認書類（課税証明書や年金等の通知書等）	●認定対象者が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※2 ●16歳未満のとき
別居の場合 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ●振込の場合…預金通帳等の写し ●送金の場合…現金書留の控え（写し）	●16歳未満のとき ●16歳以上の学生の場合



※1 60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は「180万円未満」
 ※2 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税の収入がある場合は、受取金額が確認できる通知書等のコピーを添付
 ★「同居の確認」に関しては、日本年金機構にて確認するため原則書類の添付は不要。（例外的に別途住民票の提出が必要な場合有り）

詳細はこちら

- 協会けんぽ「被扶養者とは？」→ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3160/sbb3163/1959-230>
- 日本年金機構「平成30年10月1日から健康保険被扶養者の手続きが変更になります」
→ <http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201809/20180905.html>

- 健康保険組合は、組合のルールに沿って厳密に被扶養者認定を行っているため、これまでも審査が厳しい傾向にありましたが、協会けんぽも厳密に審査をするようになりました。
- 添付書類の省略が可能な場合もありますが、事業主が公的書類等にて確認することが前提になっています。
- 別居の家族については本人の申立てでは認定されず、仕送りの事実が確認できる書類が必要になります。扶養認定後も、継続した仕送りの事実が確認できない場合は遡って扶養削除されることがあるので注意が必要です。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277